発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年12月17日
【発行者の名称】	株式会社アイダ設計 （Aida Sekkei Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　會田　貞光
【本店の所在の場所】	埼玉県上尾市今泉三丁目10番地11 （2024年10月１日より埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地から上記の場所に移転しております。）
【電話番号】	050-3100-2611（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務取締役管理本部長　會田　大輔
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アイダ設計 https://www.aidagroup.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な

役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

（１）連結経営指標等

回次		第43期（中間）	第44期（中間）	第45期（中間）	第43期	第44期
会計期間		自　2022年 4月1日 至　2022年 9月30日	自　2023年 4月1日 至　2023年 9月30日	自　2024年 4月1日 至　2024年 9月30日	自　2022年 4月1日 至　2023年 3月31日	自　2023年 4月1日 至　2024年 3月31日
売上高	（百万円）	29,367	25,939	31,887	56,468	57,890
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	△655	△72	△1,205	△1,784	303
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する中間（当期）純損失（△）	（百万円）	△296	958	△742	△2,024	1,439
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	△285	994	△765	△2,010	1,498
純資産額	（百万円）	12,787	12,057	11,777	11,063	12,561
総資産額	（百万円）	62,593	68,951	57,813	66,955	66,909
１株当たり純資産額	（円）	347.84	327.98	320.39	300.93	341.70
１株当たり中間（当期）純利益又は １株当たり中間（当期）純損失（△）	（円）	△7.98	26.08	△20.19	△54.75	39.17
潜在株式調整後１株当たり 中間（当期）純利益	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	20.4	17.5	20.4	16.5	18.8
自己資本利益率	（%）	―	8.3	―	―	12.2
株価収益率	（%）	―	13.3	―	―	8.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△6,584	△9,961	6,169	△17,929	△11,748
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△473	4,686	1,582	△668	9,166
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	3,941	637	△7,068	11,098	△1,983
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	（百万円）	12,683	3,664	4,420	8,290	3,740
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	1,179 (34)	1,241 (34)	1,139 (29)	1,181 (34)	1,172 (32)

（注）１．第44期中間期、第44期の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第43期中間期、第43期及び第45期中間期の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、１株当たり中間（当期）純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．第43期中間期、第43期及び第45期中間期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する中間（当期）純損失を計上しているため、記載しておりません。

3．第43期中間期、第43期及び第45期中間期の株価収益率については、親会社株主に帰属する中間（当期）純損失を計上しているため、記載しておりません。

4．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

（2）発行会社の経営指標等

回次		第43期（中間）	第44期（中間）	第45期（中間）	第43期	第44期
会計期間		自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	(円)	―	―	― (―)	― (―)	0.5 (―)
配当性向	(%)	―	―	―	―	1.3

(注) 第43期の配当性向については、無配のため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2024年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
分譲事業	1,039（22）
注文事業	
その他	
全社（共通）	100 （7）
合計	1,139（29）

(注) 1．当社グループでは同一の従業員が複数の事業に従事しております。

2．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

3．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

4．全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

（2）発行者の状況

2024年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,069（29）	42.1	8.5	5,372

セグメントの名称	従業員数（人）
分譲事業	972（22）
注文事業	
その他	
全社（共通）	97 （7）
合計	1,069（29）

（注）1．当社では同一の従業員が複数の事業に従事しております。
2．従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であります。
3．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
4．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
5．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6．全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費が一部回復したことや、円安に伴うインバウンド需要の増加により、緩やかな回復基調を維持しました。しかしながら、原材料やエネルギー価格の高騰、賃金や物流コストの上昇があらゆる方面で価格に転嫁され、物価高により個人消費や設備投資が減速する懸念要因もあります。また長期化するウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化、中国経済の低迷などの影響により、先行き不透明な状況は継続しております。

当社グループの属する住宅業界におきましては、建築費用と土地価格の上昇により、依然として厳しい状況下にあります。比較的安価な価格帯に需要が集中する郊外の分譲住宅は、価格を抑えることができずに販売が伸び悩み、減速が続きました。一方で、好立地の分譲住宅は高額でも好調に販売されており、地域による価格差はますます広がっています。また、価格上昇が続く首都圏の中古マンションをはじめ、割安感のある中古戸建住宅の需要増加など、中古住宅市場は堅調に推移しています。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、2024年９月30日現在、全国91店舗体制で営業販売活動に注力しております。土地の仕入れから測量・設計・施工・アフターサービスまで、自社一貫体制によるメリットを活かしたコストダウンを追求しながら、高品質な住宅をお求めやすい価格帯で提供しております。

分譲事業においては、在庫を圧縮し財務体質を強化するため、生産調整及び販売価格の見直しにより、回転率を重視した販売戦略を展開しました。これにより大幅に販売棟数を増やし、棚卸資産を削減することでキャッシュ・フローの改善を図りました。

注文事業においては、「999万円（税込）の家」や「BRAVO minimal」などのコンセプト住宅を中心とした商品展開を行いました。高品質の住宅を低価格で実現できることから、多くの反響を得て注文事業の受注件数の増加に繋がりました。また、土地を所有していないお客様に対しても、当社の分譲地に自由設計の住宅を建築する「土地+自由設計注文住宅」をご提案するなど、お客様のニーズに合わせた住まいづくりをサポートすることで、販売機会の拡大に努めました。

その他、プレカット工場の加工能力を活かし、工務店や同業のハウスメーカーからの資材加工請負及び販売に注力するほか、リフォーム部門の増強により、すでに当社物件にお住まいのお客様や、注文住宅を受注できなかったお客様からのリフォーム工事請負の獲得など、事業の可能性を拡大してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は31,887百万円（前年同期比22.9%増）、営業損失は979百万円（前年同期は営業利益164百万円）、経常損失は1,205百万円（前年同期は経常損失72百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失は742百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益958百万円）となりました。

（分譲事業）

当中間連結会計期間における分譲事業の売上高は、22,380百万円（前年同期比65.5%増）、セグメント利益は291百万円（前年同期比61.2%減）となりました。

（注文事業）

当中間連結会計期間における注文事業の売上高は、8,240百万円（前年同期比24.7%減）、セグメント損失は145百万円（前年同期はセグメント利益521百万円）となりました。

（その他）

当中間連結会計期間におけるその他の売上高は1,266百万円（前年同期比13.8%減）、セグメント利益は119百万円（前年同期比55.5%増）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は4,420百万円（前連結会計年度末比680百万円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動による資金の増加は、6,169百万円（前年同期は9,961百万円の減少）となりました。これは主に、棚卸資産の減少額7,928百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動による資金の増加は、1,582百万円（前年同期は4,686百万円の増加）となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入が1,866百万円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動による資金の減少は、7,068百万円（前年同期は637百万円の増加）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が6,273百万円あったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）		
	件数	生産高（百万円）	前年同期比（%）
分譲事業	845	23,580	131.6
注文事業	340	6,363	62.0
合計	1,185	29,944	106.3

（注）１．その他については、生産活動を行うものでないため記載しておりません。

２．金額は、販売価格により表示しております。

３．件数欄においては棟数を表示しております。

（2）受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）					
	件数	受注高 （百万円）	前年同期比 （%）	件数	受注残高 （百万円）	前年同期比 （%）
分譲事業	947	22,116	161.0	205	5,235	75.0
注文事業	590	10,222	151.9	1,201	19,992	95.4
合計	1,537	32,339	158.0	1,406	25,228	90.3

（注）１．その他については、事業の性質上記載しておりません。

２．金額は、販売価格により表示しております。

３．件数欄においては棟数を表示しております。

（3）販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）		
	件数	販売高（百万円）	前年同期比 （%）
分譲事業	928	22,380	165.5
注文事業	321	8,240	75.3
その他	－	1,266	86.2
合計	1,249	31,887	122.9

（注）１．件数欄においては棟数を表示しております。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

３．注文事業の販売高は一定期間にわたり履行義務が充足されることに伴って認識される収益ですが、件数は資産の引渡し件数を記載しております。

３【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年６月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約及び継続企業の前提に関する重要事象等に関し、以下に記載いたします。

＜担当J-Adviserとの契約について＞

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年８月31日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）の場合の区分に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判

断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合、その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

①いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

＜継続企業の前提に関する重要事象等＞

当社グループは、棚卸資産の増加が、前々連結会計年度は14,285百万円、前連結会計年度は13,714百万円と継続したことにより、営業活動によるキャッシュ・フローが2期連続して多額のマイナスとなりました。当中間連結会計期間は営業損失が979百万円発生しましたが、棚卸資産の減少などにより、営業活動によるキャッシュ・フローは6,169百万円の増加となり、現金及び預金残高が前連結会計年度から924百万円増加し、6,463百万円となりました。

また、有利子負債額は34,372百万円（流動負債21,205百万円、固定負債13,167百万円）と手元資金に対し高水準な状況にあります。

このような状況により、当社グループは、現時点において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、以下の対応策を実行することで、当該状況を早急に解消し、財務体質の改善に努めてまいります。

① 分譲事業の販売強化による棚卸資産の削減と有利子負債の圧縮

2025年3月期の上半期において、過剰在庫の販売強化を行うと共に、キャッシュ・フローの改善のため、担保に供していない販売用不動産を優先的に価格変更など実施し、販売強化に取り組んでおります。その結果、棚卸資産については前連結会計年度から7,929百万円減少しており、当中間連結会計期間の分譲事業売上は、前年同期より合計で8,856百万円増加しております。

また、新規の土地の仕入については、厳選して行い、業務フローの見直しにより工期を短縮することで、在庫回転率の改善に取り組んでおります。 これらの施策により、棚卸資産の削減と有利子負債の圧縮を推進してまいります。

② 資金繰り

仕入、在庫の適正化を徹底し、キャッシュ・フローの改善を図るとともに、固定資産の売却等により、資産を有

効活用し、運転資金の安定的な確保と維持に努めており、2024年４月に賃貸不動産である津田沼ビル、2024年５月に旧本社ビルを譲渡し、合計で1,708百万円の売却収入を獲得しております。

また、2024年10月には、新たに700百万円の資金調達をしております。

このような対応策により、現状におきましては、厳しい事業環境を乗り越えるための資金繰りに支障はないと判断しておりますが、取引金融機関に対しましては、引き続き緊密な関係を保ってまいります。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は47,292百万円で、前連結会計年度末に比べ7,400百万円減少しております。仕掛販売用不動産の減少8,843百万円、販売用不動産の増加1,181百万円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は10,521百万円で、前連結会計年度末に比べ1,694百万円減少しております。有形固定資産の土地の減少1,005百万円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は32,462百万円で、前連結会計年度末に比べ6,412百万円減少しております。短期借入金の減少3,439百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少1,616百万円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は13,573百万円で、前連結会計年度末に比べ1,899百万円減少しております。長期借入金の減少1,620百万円が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は11,777百万円で、前連結会計年度末に比べ783百万円減少しております。利益剰余金の減少760百万円が主な変動要因であります。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】　（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】　（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

（1）発行者

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった次の設備を売却しております。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
賃貸不動産 (千葉県習志野市)	その他	賃貸施設	145	321 (182.77)	0	467	―
本社 (埼玉県さいたま市大宮区)	その他	事務所	181	596 (379.56)	0	778	―

2【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中または実施中の重要な設備の新設、除却等は「第4 設備の状況　1【主要な設備の状況】」に記載のとおりであります。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間連結会計期間末現在発行数（株）（2024年9月30日）	公表日現在発行数（株）（2024年12月17日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2024年４月１日～2024年９月30日	―	37,742,700	―	216	―	352

（6）【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
會田　貞光	埼玉県さいたま市北区	21,422,800	58.27
㈱光大史	埼玉県さいたま市大宮区宮町３丁目50番１	11,390,300	30.98
會田　大輔	埼玉県さいたま市大宮区	1,212,400	3.29
アイダ設計社員持株会	埼玉県さいたま市大宮区桜木町２丁目286番地	1,074,296	2.92
尾島　努	千葉県松戸市	377,900	1.02
會田　悠翔	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.66
會田　翼麻	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.66
吉澄　満子	埼玉県久喜市	114,600	0.31
時田　清一郎	千葉県市原市	81,800	0.22
関根　崇	埼玉県さいたま市北区	50,000	0.13
千井野　梨絵	埼玉県さいたま市西区	50,000	0.13
計	－	36,264,096	98.64

（注）１．当社が保有する自己株式数982,097株については、上記の表及び持分比率の計算より除いております。

２．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を切り捨てております。

（7）【議決権の状況】

①　【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 982,000	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 36,759,700	367,597	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,000	－	－
発行済株式総数	37,742,700	－	－
総株主の議決権	－	367,597	－

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式97株が含まれております。

② 【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） ㈱アイダ設計	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地	982,000	―	982,000	2.60
計	―	982,000	―	982,000	2.60

（注）発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	346	346	346	346	346	346
最低（円）	346	346	346	346	346	346

（注）最高、最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第６【経理の状況】

１　中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024 年４月１日から 2024 年９月 30 日まで）の中間連結財務諸表について、和泉監査法人により期中レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第 44 期連結会計年度　四谷監査法人

第 45 期中間連結会計期間　和泉監査法人

1【中間連結財務諸表等】

（1）【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2024年3月31日）	当中間連結会計期間 （2024年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,538	6,463
受取手形、営業未収入金及び契約資産	535	739
電子記録債権	―	8
販売用不動産	18,745	19,927
仕掛販売用不動産	27,923	19,079
未成工事支出金	558	378
原材料及び貯蔵品	230	142
その他	1,161	553
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	54,693	47,292
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,718	2,259
土地	7,268	6,263
その他（純額）	334	319
有形固定資産合計	10,321	8,842
無形固定資産		
その他	43	36
無形固定資産合計	43	36
投資その他の資産		
その他	2,082	1,899
貸倒引当金	△230	△256
投資その他の資産合計	1,851	1,643
固定資産合計	12,216	10,521
資産合計	66,909	57,813

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2024年3月31日）	当中間連結会計期間 （2024年9月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,566	4,790
電子記録債務	1,269	248
短期借入金	16,627	13,188
1年内償還予定の社債	862	596
1年内返済予定の長期借入金	9,013	7,396
未払法人税等	599	62
契約負債	3,241	4,133
賞与引当金	103	104
工事損失引当金	64	32
訴訟損失引当金	19	23
その他	1,507	1,886
流動負債合計	38,875	32,462
固定負債		
社債	470	375
長期借入金	14,393	12,772
完成工事補償引当金	209	222
関係会社清算損失引当金	62	57
資産除去債務	73	73
その他	265	73
固定負債合計	15,473	13,573
負債合計	54,348	46,036
純資産の部		
株主資本		
資本金	216	216
資本剰余金	352	352
利益剰余金	12,203	11,442
自己株式	△339	△339
株主資本合計	12,432	11,671
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	72	55
為替換算調整勘定	56	50
その他の包括利益累計額合計	128	105
純資産合計	12,561	11,777
負債純資産合計	66,909	57,813

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2023年４月 １ 日 至　2023 年９月 30 日）	当中間連結会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
売上高	25,939	31,887
売上原価	20,681	27,694
売上総利益	5,257	4,193
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	870	1,116
販売手数料	436	324
給料及び賞与	1,919	1,932
賞与引当金繰入額	24	37
貸倒引当金繰入額	－	29
その他	1,842	1,732
販売費及び一般管理費合計	5,093	5,173
営業利益又は営業損失（△）	164	△979
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	5	5
紹介料収入	86	108
違約金収入	16	9
その他	38	32
営業外収益合計	149	156
営業外費用		
支払利息	366	327
融資手数料	15	36
その他	3	18
営業外費用合計	386	382
経常損失（△）	△72	△1,205
特別利益		
固定資産売却益	1,277	474
特別利益合計	1,277	474
特別損失		
固定資産除却損	0	0
減損損失	17	－
訴訟損失引当金繰入額	－	5
その他	－	0
特別損失合計	17	6
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	1,187	△738
法人税等	228	4
中間純利益又は中間純損失（△）	958	△742
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）	958	△742

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
中間純利益又は中間純損失（△）	958	△742
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	20	△17
為替換算調整勘定	15	△5
その他の包括利益合計	35	△23
中間包括利益	994	△765
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	994	△765

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	1,187	△738
減価償却費	232	197
減損損失	17	－
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△5	25
賞与引当金の増減額（△は減少）	△29	0
工事損失引当金の増減額（△は減少）	△41	△31
完成工事補償引当金の増減額（△は減少）	△0	13
関係会社清算損失引当金の増減額（△は減少）	△14	△5
訴訟損失引当金の増減額（△は減少）	－	4
受取利息及び受取配当金	△6	△6
支払利息	366	327
固定資産売却損益（△は益）	△1,277	△474
固定資産除却損	0	0
売上債権の増減額（△は増加）	141	△212
棚卸資産の増減額（△は増加）	△10,828	7,928
仕入債務の増減額（△は減少）	523	△1,797
契約負債の増減額（△は減少）	△638	892
その他	783	866
小計	△9,589	6,992
利息及び配当金の受取額	6	5
利息の支払額	△364	△307
法人税等の支払額	△13	△521
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9,961	6,169
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（△は増加）	2,220	△243
有形固定資産の取得による支出	△43	△89
有形固定資産の売却による収入	2,510	1,866
投資有価証券の売却による収入	－	50
その他	△0	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,686	1,582

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,432	△4,173
長期借入れによる収入	5,317	3,769
長期借入金の返済による支出	△4,930	△6,273
社債の償還による支出	△1,167	△360
リース債務の返済による支出	△13	△11
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	－	△18
財務活動によるキャッシュ・フロー	637	△7,068
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	△2
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△4,625	680
現金及び現金同等物の期首残高	8,290	3,740
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 3,664	※ 4,420

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号　2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号　2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022 年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間まで総額表示していました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」及び「定期預金の払戻による収入」は、連結財務諸表の明瞭性の観点から表示を見直し、「定期預金の純増減額(△は増加)」として純額表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」△603百万円及び「定期預金の払戻による収入」2,823百万円は、「定期預金の純増減額(△は増加)」2,220百万円として組み替えております。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、主として、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。但し、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

（中間連結貸借対照表関係）

偶発債務

住宅購入者のつなぎ融資に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当中間連結会計期間 （2024年９月30日）
住宅購入者	174百万円	347百万円

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
現金及び預金	8,852百万円	6,463百万円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△5,187百万円	△2,042百万円
現金及び現金同等物	3,664百万円	4,420百万円

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

１.配当金支払額

無配のため、該当事項はありません。

２.基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2024年４月１日　　至　2024年９月30日）

１.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月27日 定時株主総会	普通株式	18	0.5	2024年３月31日	2024年６月28日

２.基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報

前中間連結会計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）1	合計	調整額（注）2	中間連結財務諸表計上額（注）3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	13,523	－	13,523	1,392	14,916	－	14,916
一定の期間にわたり移転される財	－	10,945	10,945	－	10,945	－	10,945
顧客との契約から生じる収益	13,523	10,945	24,469	1,392	25,862	－	25,862
その他の収益	－	－	－	76	76	－	76
外部顧客への売上高	13,523	10,945	24,469	1,469	25,939	－	25,939
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－	－
計	13,523	10,945	24,469	1,469	25,939	－	25,939
セグメント利益	750	521	1,272	76	1,348	△1,184	164

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

２．セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）1	合計	調整額（注）2	中間連結財務諸表計上額（注）3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	22,380	－	22,380	1,238	23,619	－	23,619
一定の期間にわたり移転される財	－	8,240	8,240	－	8,240	－	8,240
顧客との契約から生じる収益	22,380	8,240	30,620	1,238	31,859	－	31,859
その他の収益	－	－	－	28	28	－	28

外部顧客への売上高	22,380	8,240	30,620	1,266	31,887	―	31,887
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―	―	―
計	22,380	8,240	30,620	1,266	31,887	―	31,887
セグメント利益又は損失(△)	291	△145	145	119	264	△1,244	△979

(注) 1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

2.セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3.セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等)」に記載のとおりです。

(１株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 2023年４月１日 至 2023年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年４月１日 至 2024年９月30日)
１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△）	26円08銭	△20円19銭

(注) 1.潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、前中間連結会計期間は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。当中間連結会計期間は、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2.１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年４月１日 至 2023年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年４月１日 至 2024年９月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	958	△742
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	958	△742
普通株式の期中平均株式数（株）	36,761,923	36,760,728

(２)【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年12月16日

株式会社アイダ設計
　取締役会　御中

和泉監査法人
東京都新宿区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	加藤雅之
代表社員 業務執行社員	公認会計士	飯田博士
業務執行社員	公認会計士	植田幹郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイダ設計の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイダ設計及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2023年12月15日付けで無限定有用意見を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2024年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務

諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。